日本玩具協会会員 ST マーク使用許諾契約者各位

平成 28 年 10 月 4 日 一般社団法人 日本玩具協会

ST 表示ガイドライン「合成樹脂等の素材名」の改定について

1. 「ST 表示ガイドライン集」の【合成樹脂等の素材名の表示ガイドライン】が、別 紙のとおり一部改定されましたので連絡させて頂きます。

(「食品衛生法・玩具安全基準対応可塑剤使用」等の表示に係る箇所の改定)

- 2. 施行日は、平成28年10月4日です。
- 3. 改定の説明は次のとおりです。
 - (1) 塩化ビニルの可塑剤として使用されるフタル酸エステル類の安全性が社会的に取り上げられるようになった 2000 年前後から、玩具商品に「非フタル酸系可塑剤 使用」等の表示が使われるようになった。
 - (2) 日本玩具協会では、この種の表示が「優良誤認」といった懸念を招くことのないよう、「ST表示ガイドライン」に新たに項目を設け、PVC素材について一定のフタル酸検査を行ったものについて、「食品衛生法・玩具安全基準適合可塑剤使用」などの表示を付すことができる旨を定めた。
 - (3) その後、食品衛生法の玩具規制や玩具安全基準(ST基準)においてフタル酸エステル類への対応が漸次進められてきたことから、当該表示を付す意味が薄れてきており、時の経過とともに自然に使用されなくなることが想定されていた。
 - (4) しかしながら、現在においても、これらの表示がある程度使用され、中には指導を要する事例も見受けられる。

その理由として、現行ガイドラインに関し、「当該表示をすることが望ましい」 と理解されている可能性があることが挙げられている。

このため、ガイドラインを改定して、当協会としては、(当該表示を敢えて使用する場合はともかく)、当該表示の使用を積極的に推奨するものではない旨を明確にすることとしたものです。

担当:日本玩具協会事務局

山口・中田・小林

【合成樹脂等素材名の表示方法ガイドライン】

- 1.2. (略)
- 3. 表示素材の指定用語

表示する素材の名称は、下記の表に記載してある"指定用語"を使用するものとする。

注)()内の略語(PE、PP等)の使用も可とする。

a) 原料樹脂の指定用語

1	ポリエチレン (PE)	12	ポリカーボネート (PC)
2	ポリプロピレン (PP)	13	ポリアセタール (POM)
3	塩化ビニル樹脂 (PVC)	14	ポリアミド (PA)
4	フェノール樹脂(PF)	15	ポリウレタン(PU)
5	ユリア樹脂 (UF)	16	飽和ポリエステル樹脂
6	メラミン樹脂 (MF)	17	ポリ塩化ビニリデン (PVDC)
7	不飽和ポリエステル樹脂 (UP)	18	ポリブタジエン (PB)
8	ポリスチレンまたは	19	EVA 樹脂 (EVA)
	スチロール樹脂(PS)	20	ポリメチルペンテル
9	AS 樹脂(AS)	21	メタクリルスチレン
10	ABS 樹脂(ABS)	22	合成ゴム
11	メタクリル樹脂(PMMA)	23	PET 樹脂 (PET)

注: 塩化ビニル樹脂については、フタル酸エステル類を可塑剤に使用している場合は「塩化ビニル樹脂」 又は「PVC」と表示する。

注)「食品衛生法・玩具安全基準対応可塑剤使用」等の表示ついて

(※ 以下の表示は任意のものであり、日玩協として表示することを推奨するものではない。)

[「食品衛生法対応可塑剤使用」、「玩具安全基準適合可塑剤使用」等の表示について]

食品衛生法の指定玩具か非指定玩具かの区分に従って、食品衛生法又は ST 基準第3 部において、それぞれの玩具(指定玩具・非指定玩具)について規制対象となっているフタル酸エステル類について、その不使用を検査で確認した場合には、それに対応した表示(「食品衛生法対応可塑剤使用」「食品衛生法・S T 基準対応可塑剤使用」、「玩具安全基準適合可塑剤使用」又は「玩具安全基準及びフタル酸エステル含有基準に適合」など)を付すことができる。

〔「非フタル酸系可塑剤使用」の表示について〕

6種のフタル酸エステル類(「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」及び「フタル酸ジイソノニル」 (食品衛生法・ST 基準第3部の規制対象物質)、及び「フタル酸ジブチル」「フタル酸ブチルベン ジル」「フタル酸ジイソデシル」「フタル酸ジ-n-オクチル」(ST 基準第3部の規制対象物質))に ついて不使用を検査で確認するとともに、製品のPVCに含有されている物質の種類を自社で把 握し、フタル酸系の可塑剤が一切使用されていないことを確認した場合には、「塩化ビニル樹脂」 に加えて、「非フタル酸系可塑剤使用」の表示を付すことができる。